

# 「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部が変わります ~皆さんの御意見をお聞かせください~

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、実態に即した形にするために改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

## 変更点

### 1 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・テント設置場所の地面の板・シートの設置

### 2 食品の取扱い

一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記します。

- ・品目ごとに調理工エリア・器具を分け、担当者を決める など

### 3 様式

施設設備の欄から「床面」の項目を削除し、担当者連絡先の欄を追加します。

次の内容は、今までと変わりがありません。

**要領の対象となる行事**：自治会・町内会が行うお祭り・学園祭・縁日祭礼・福祉団体が行うお祭り など

**行事で提供する食品**：「現地で直前に加熱」して「その場で飲食する」ことを原則とします。  
提供直前に加熱しないもの（かき氷・餅つきなど）は取扱いに注意しましょう。

福祉保健センターへの手続き

食品取扱従事者の衛生

上記変更点以外の施設設備

## 意見募集の概要

### 1. 募集期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月9日(火)

### 2. 案内配架場所

各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

### 3. 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX

意見募集について詳しくはこちらを御確認ください。

横浜市 食の安全ヨコハマWEB



## 様式の変更点(変更点を含むページのみ抜粋)

## 行 事 開 催 届

年 月 日

### 福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。